

## アレクサンダー・ゲレーロ著『口トクラシー：選挙なき民主主義』

山口, 晃人  
日本学術振興会：特別研究員(PD)

<https://doi.org/10.15017/7343164>

---

出版情報：政治研究. 72, pp.113-120, 2025-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



## 書評

アレクサンダー・ゲーラー著『ロトクラシー——選挙なき民主主義——』

Alexander Guerrero (2024). *Lottocracy: Democracy Without Elections*. Oxford University Press. 448pp.

山口晃人

### 本書の概要

110111四年は、国内外でロトクラシー（抽選型民主主義）に関する重要文献が出版された年であった。国外では、初のロトクラシー批判論文集である *Against Sortition?*

(Grandjean ed. 2024) & *The Lottocratic Mentality* (Urbinati and Lafont 2024) が出版され、抽選制専門誌である *Journal of Sortition* の創刊が発表された（第一号は11012五年春に刊行予定）。また、国内では、参議院を抽選制市民院へ変更する」となどを提案する「新しい政治改革へ」(岡崎 2024) が出版された。本書もまた、いじらした「ロトクラシーイヤー」を彩る一冊として公刊されたものである。

本書は二部構成になっている。第一部（第一章～第七章）では、選挙型民主主義の問題点が論じられ、第二部（第八章～第十七章）では、ロトクラシーの制度構想が提示され、その擁護がなされる。

第一章では、議論の前提として、政治制度の評価方法が示される。本書では、政治制度の道徳的評価は特定の社会的文化的文脈に相対的な仕方でなされるとする政治的文脈主義 (*political contextualism*) が採用される。具体的には、現在の米国の状況を前提に、選挙型民主主義よりもロトクラシーの方が優れていることが論じられる。そして、その評価基準となるのは、制度の問題解決能力を測る政治的敏感性 (*political sensibility*) である。制度が政治的敏感性を備えるためには、世界をありのままに理解する認識的 (epistemic) 能力と、そ

れ。特に、*Philosophy & Public Affairs* 誌に掲載された “Against Elections” (Guerrero 2014) は、英語圏の民主主義理論に多大な影響を与えた。本書は著者の初の単著であり、本書の刊行を受けて、ロトクラシーに関する議論がますます深化する」とが期待される。

の理解に照らして世界に対応する行為者的（agential）能力の両方が必要とされる。

続く五つの章（第二章～第六章）では、選挙型民主主義の五つの問題点（有権者の政治的無知・不適切なメディア報道・党派性の悪影響・選挙の短期的バイアス・選挙代表の非代表性）が扱われる。

第二章では、有権者の政治的無知の問題が扱われる。自分の一票が選挙結果を変える可能性は低いため、有権者は無知であることが合理的である。代表者が無知な有権者に応答的である場合、共同体が直面する問題の解消は期待できない。また、有権者の監視がなければ、強力な利害関係者により、代表者が籠絡（capture）される危険性も高まる。

第三章では、メディアの問題に焦点が当てられる。メディアは、視聴率を上げるために、複雑な政治問題よりも個人のスキヤンダルに焦点を当てた、エンターテインメント中心の報道を行う。その結果、視聴者には、良い意思決定に必要な質の高い情報がもたらされなくなる。

第四章では、党派性の悪影響の問題が扱われる。米国の二大政党制の下で育まれた内集団／外集団の力学は、分極化をもたらしている。その結果、有権者は党派的なフィルターを通して政治問題などを評価するようになり、彼らの認識的能力

は損なわれている。また、外集団を感情的に中傷したり、共同体の半数が残りの半数を交互に支配したりするような不適切な関係が生じている。

第五章では、選挙の短期的バイアスの問題が扱われる。選挙で選ばれる公職者は、短期的に成果が出やすい問題に注力し、気候変動などの長期的な問題に対処しない。なぜなら、長期的な問題を無視しても短期的なコストはなく、問題の存在を否定したり、時間が経てば未知の解決策が出てくると主張したりすることが容易だからである。

第六章では、選挙代表の非代表性が指摘される。米国連邦議会では、五三五人の上院・下院議員のうち、五三人が七〇〇万ドル以上の純資産を持ち、八〇%が男性、八四%が白人、半数以上が弁護士か実業家である。このような偏りのため、代表者は非エリートが抱える問題を知らず、エリートの注目する課題を優先してしまう。

第七章では、以上の問題点を踏まえた上で、選挙型民主主義の枠組みでの改善策が検討される。第一に、一定の知識を有する人々だけに参政権を与えるエビストクラシーでは、有権者の無知は解消されず、非代表性の問題も悪化する。なぜなら、有権者が十分に少なくない限り、彼らが情報収集に時間費やす動機付けはなく、人数が少なくなるほど有権者集

団が人口構成上の偏りを抱える可能性が高いからである。

第二に、メディア環境の改善などの取り組みも、政治的知識の向上には有効でない。第三に、共同体の規模を縮小し、分権化を進めることは、認識的負荷の軽減につながらず、規模の経済による効率性を失わせるだけである。第四に、選挙資金改革や広告制限は、既に知名度のある人物を有利にし、メディア支配者の影響力を強める。第五に、厳格なロビイング規制は適切な政治的言論との線引きが難しい。第六に、社会的不平等の是正は達成が困難であり、達成されても籠絡の問題が残る。第七に、比例代表制などへの移行は分極化対策にはなるが、政治的敏感性を損なう別の問題を生じさせる。第二部では、選挙型民主主義に代わる抽選型民主主義構想として、ロトクラシーが提示され、その擁護がなされる。

まず、第八章では、抽選の利用例や既存の抽選を用いた構想が批判される。第一に、市民議会などにおける抽選の利用は有益ではあるものの、第一部で検討した諸問題の解消にはつながらない。第二に、既存の選挙制議院に加えて抽選制議院を設置するハイブリッド構想があるが、両院が拒否権を行使して不作為と膠着状態に陥るか、抽選制議院が選挙制議院に従属する可能性が高く、内集団／外集団の力学も解消されない。第三に、ランデモアの「開かれたミニ・パブリック

(open mini-public)」が検討される<sup>[i]</sup>。この構想では、一五〇〇人程度の無作為抽出された人々が立法を行うが、こうしたゼネラリストの議会は、認識的負荷が大きすぎるため、共同体が直面するあらゆる課題に対処することができない。また、ランデモアは自薦代表を取り入れることを提案しているが、自薦による偏りは抽選制の利点を損なう可能性が高い。

第九章では、現在の米国での実施を想定して、ロトクラシーの具体的構想が提示される。ロトクラシーの主な特徴は、①（農業、移民、医療などの）二〇の政策分野ごとに常設の单一

争点の立法議会（SILLs）が置かれること、②各SILLの議員は抽選で選ばれること、③会期の最初など様々な段階で関連するテーマについての専門家や利害関係者などから話を聞くこと、④地域社会の住民との協議を行うこと、⑤SILLの議員が政策を直接決定すること、⑥SILLの様々なルール作りなどをを行う抽選制の構造議会（Structural Assemblies）を設置すること、⑦抽選制の行政議会（Executive Assemblies）が行政・司法・外交・軍事の監督を行うことである。各SILLは無作為抽出された成人市民四五〇人で構成され、任期は三年間である（一年ごとに一五〇人ずつが入れ替わる）。SILLの議員を務める義務はないものの、年間最低一〇万ドルの報酬など、十分なインセンティブが提示される。SILLでの審

議は、専門家などから説明を受ける学習段階の後、議題設定を行い、地域社会との協議を経て、法案の作成・採決という過程を迎る。行政議会は、裁判官任命議会、連邦法執行監視議会、（東アジアやヨーロッパなどの）地域ごとに設置される一〇の外交議会、（陸軍や海軍などの）五つの軍隊監視議会が置かれる。

第一〇章では、SILL の学習段階などで役割を果たす専門家に焦点が当たる。信頼できる専門家には、専門知と認識的誠実さが必要とされるが、素人がその評価を行うのは困難である。こうした専門家評価の問題に対し、著者は専門家データベースの整備が有用であると指摘する。データベースがあれば、専門家の証言が分野のコンセンサスに基づくものかどうかがチエックでき、そこから無作為に専門家を選べば、専門家の買収リスクも減らせるからである。また、SILL の審議では、専門家だけでなく、アドボケイターや利害関係者もバランスよく包摂する必要があるとされる。

第一二章では、单一争点の議会構造に焦点が当たる。一つのゼネラリスト議会ではなく、複数の单一争点議会を設置するのは、争点の限定により認識的負荷が軽減されるからである。その上で、本章では、選挙型の单一争点議会や、各議会への人員割当を選好／知識／無作為のどれにすべきかなどが検討される。最後に、SILL の懸念点として、扱うトピックの重複、政策の一貫性、予算編成の問題が検討される。

第一三章では、政治的無知の問題にSILL が適切に対処できることが論じられる。第一に、学習や熟議、地域社会との協議を通じ、SILL の議員は扱っているテーマについて、一般市民よりも多くの知識を得る。この点で、单一争点への集中は、SILL 議員の認識的負荷の軽減につながるだろう。第二に、無作為抽出の結果、SILL は共同体全体の縮図となり、共同体全体に分散している専門知を活用できる。

第一四章では、利害関係者による籠絡の問題が扱われる。著者によれば、ロトクラシーでは、籠絡のリスクは選挙制に

比べて小さい。第一に、無作為抽出であれば、誰も代表者任命に影響力を行使することができない。第二に、SILL議員は選挙資金集めの必要がないため、利害関係者との接触を制限し、裏取引に対する罰則を設けることが可能である。第三に、SILLの議員は三年ごとに交代するため、籠絡の費用対効果が低い。再選に囚われないSILL議員は、長期的課題に取り組み、（難民の受け入れなど）不人気政策も躊躇なく実行できる。また、党派性やエリートの歪みとも無縁である。

第一五章では、ロトクラシーの正統性の問題が扱われる。政治システムの正統性は、正統である／正統でないという閾値によつて評価されるものではなく、より正統である／より正統でないという程度評価を許すスカラーハンモードである。

府だけでなく、州・郡・市レベルでも導入する場合、生涯に一度でも議員になる確率は約4%あり、地域社会との協議など、SILL外の市民が決定に影響力を与える道もある。政治的応答性に関して言えば、選挙制のよう本人・代理人型答責性がなくとも、縮図的代表性などにより、ロトクラシーは応答性を確保できる。関連して、ラフォンによる「盲従」批判への応答もなされる。最後に、生命権などの個人の前政治的権利についても、選挙制よりも悪くなる理由はなく、むしろ裁判官任命議会によつて、より適切な保護が提供されると期待できる。著者自身は民主主義概念には懷疑的だが、その一般的理解に照らせば、ロトクラシーは選挙制よりも優れてい る。

第一六章では、政治的少数派の問題が扱われる。まず、章の前半では、様々な同意論が分類、検討される。その結果、個人が適切な情報を得た上で、そのシステムの下で生きることに適理的に同意できることが、システムがその個人に対して道德的に正当化されることを示唆する、ヒューリスティックとして有用であると指摘される。後半では、少数派に属する個人に対し、選挙制とロトクラシーが道德的に正当化されるかどうかが検討される。選挙制では、少数派はわずかな権力しか持たず、その意見を無視され、その利益を実現でき

ない。そのため、選挙制は少數派に属する個人に対して、道徳的に正当化されることは言えない。この問題は、少數派選挙区、比例代表制、多極共存型民主主義といった代替案でも解消されない。それに対し、ロトクラシーであれば、少數派の抱える問題に、より適切に対応である。したがって、ロトクラシーは、敏感性の観点でも正統性の観点でも、選挙制より優れている。

最後に、第一七章では、ロトクラシーの導入への道筋が検討される。急進的な政治改革の問題点が指摘された上で、單発のミニ・パブリックス、地方レベルでの導入、抽選制第二院、職場などの非政治領域への段階的な導入が提案される。つまり、沈みゆく船から新しい船にいきなり乗り換えるのではなく、ノイラーートの船の「じとく」、少しづつ中身を入れ替えていくことが望ましいところである。

## 本書の評価

以下では、"Against Elections" (Guerrero 2014) (以下、AE) をはじめとする、ゲレーロの既刊論文との異同を指摘した上で、批判に移りたい。

AEとの主な違いは、評価基準、選挙制批判の内容、他の抽

選制構想への批判、SILLの制度設計、正統性論の五点である。本書では政治的敏感性が評価基準とされるが、AEでは良き統治と応答性が基準だった。選挙制批判の内容は、AEでは第二章で扱われる政治的無知と籠絡の問題が主であり、党派性の議論はない。また、他の抽選制構想への批判もAEにはなかつた。SILLの制度設計についても、本書では各SILLの議員数が三〇〇人から四五〇人に増加したほか、構造議会・行政議会が追加され、連邦政府以外での導入可能性も明示された。第一五章と第一六章で展開された正統性論もAEには含まれていなかつた。

本書の直接のベースとなるのは、"The Epistemic Pathologies of Elections and the Epistemic Promise of Lottocracy" (Guerrero 2021) である（ただし、構造議会・行政議会は同論文では登場せず、本書が初出と思われる）。また、正統性論は、著者の博士論文 (Guerrero 2012) にその萌芽が見られる。

次に、本書が提示するSILL構想について、三点の批判を行いたい。第一に、SILL構想には費用の問題がある。著者の構想では、連邦政府レベルだけでも、SILLと構造議会・行政議会で合わせて一六七五〇人の議員が必要となる (p.327)。

各人に年間最低一〇万ドルの報酬が約束されるので、議員報

酬だけで十六億ドル以上の費用がかかる<sup>(ii)</sup>。立法・行政スタッフについても増員が必要だとすれば、その費用もかかる。地方レベルでも、SILLが導入されるとすれば、費用は更に跳ね上がる。また、SILL議員が在任中に他の経済活動などに従事できないことから生じる損失も無視できない。

第二に、構造議会と行政議会についてである。SILL構想の成否は、六つの構造議会（トピックス議会、学習段階構造議会、熟議議会、予算議会、規則倫理議会、職員配置議会）にかかっている（p.297）。分野ごとに議会が乱立するSILL構想では、それらを統合する予算議会の役割が大きい。また、専門家や官僚、利害関係者による操作を防ぐには、学習段階・規則倫理・職員配置の各議会による適切な監視が不可欠である。それにもかかわらず、各構造議会の具体的な機能は、必ずしも明確ではない。また、SILL構想が米国を想定したものであることを考えると、軍事や外交を担う行政議会の役割も重大である。世界の運命を米国大統領個人に委ねる現在の体制に比べればマシなようにも見えるが、本書では行政議会の具体的な制度設計が明確でないこともあり、その帰結はあまりにも未知数である。今後、構造議会や行政議会についても、より詳細な検討が行われることを期待したい。

第三に、第八章で検討された選挙制議院と抽選制議院のハ

イブリッド構想で立ち止まることなく、更にラディカルなSILL構想を目指すべきかどうかは疑問である。著者は、ハイブリッド構想の問題点として、両院が拒否権を行使して不作為と膠着状態に陥るか、抽選制議院が選挙制議院に従属する可能性が高いことや、内集団／外集団の力学が解消されないことを指摘する（pp.140-145）。しかしながら、前者の批判を免れるハイブリッド構想もありうる。例えば、選挙制議院と抽選制議院が並立する二院制ではなく、法案提案機能を有する議院を複数設置し（選挙制提案院、抽選制提案院など）、その提案の成否を抽選制決定院の投票で決めることが考えられる。この制度であれば、仮に選挙制議院がエリートに籠絡されいても、それを迂回する仕方で進歩的な立法を行うことができるのである。また、決定権が抽選制決定院に集約されるので、選挙制議院と抽選制議院の対立が政治的停滞を招くこともない。選挙がある限り、内集団／外集団の力学が残り続けることは事実だが、その温床とされる政党にも一定の存在意義があり、その意義を考慮せずにSILLに飛びつくのは早計である（山口 2020）。著者はSILLの諸問題が制度設計の工夫によって解消されることを示唆するが、同様のことはハイブリッド構想にも当てはまる。選挙制に慣れ親しんできた私たちにとって、ハイブリッド構想はSILL構想よりもはるかに

安全な賭けである。

以上、三点の批判を加えたが、これらの批判は本書の欠陥を示すところよりは、本書の主張を支えるに足るだけの制度的知見を私たちが欠いていることを示唆するものである。SILL構想には未知の要素があまりにも多いため、その成功に疑惑が生じてしまうのである。その意味では、上述の問題点はむしろ、本書の独創性を傍証するものであると言えぬかもしれない。本書で提示される構想は、現代民主主義論において最も独創的なものの一つだが、決して奇を衒つた提案ではない。それは、政治制度のあるべき姿についての真摯な思考の産物であり、それゆえ一蹴しえない説得力を有している。

ロトクラシー批判は、現在のところ概して低水準のものに留まっているように思われる。本書の第一五章における応答を取り越える批判が提示され、抽選制をめぐる議論が活発化する」と期待したい。

#### 参考文献

- Grandjean, G. (ed) (2024). *Against Sortition?: The Problem with Citizens' Assemblies*. Imprint Academic.
- Guerrero, A. A. (2012). *Democracy and Legitimacy: Dissertation Submitted in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy*.
- Guerrero, A. A. (2014). "Against Elections: The Lottocratic Alternative," *Philosophy & Public Affairs*, 42(2):135-78.
- Guerrero, A. A. (2021). "The Epistemic Pathologies of Elections and the Epistemic Promise of Lottocracy," in Edenberg, E. and Hannon, M. (eds), *Political Epistemology*. Oxford University Press.
- Urbinati, N. and Lafont, C. (2024). *The Lottocratic Mentality: Defending Democracy against Lottocracy*. Oxford University Press.
- 岡崎晴輝 (2024) 「新」政治改革へ：国会を市民の手に取り戻す」法政大学出版局。
- 山口晃人 (2020) 「議会政党の存在意義・政治哲学の観点から」『年報政治学』第七一卷第一号、100-114頁。
- 山口晃人 (2022) 「書評論文」『開かれた民主主義』の批判的検討」『相闘社会科学』第三〇八三一號、九三一九七頁。
- 注  
(i) ランチモアの構想については、(山口 2022) を参照。  
(ii) 序章では、最低一五万ドルとされねど、その場合の総額は「五億ドル以上となる」(p.18)。